

スポーツ大会出場費助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、名古屋市内に住所を有する、小学校就学の始期から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（以下「ジュニア選手」という。）が全国大会に出場する際の保護者の負担軽減を図るとともに、ジュニア選手をサポートするため、その経費の一部について予算の範囲内において交付するスポーツ大会出場費助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることにより当該助成金の適正な執行を図ることを目的とする。

(助成対象大会)

第2条 助成の対象とする大会は、県大会等の予選大会において優秀な成績を収めたことにより出場することが可能となる公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会加盟中央競技団体及びこれに準ずる全国組織の競技団体が主催するジュニア選手を対象とした全国大会(以下「大会」という。)とする。

ただし、開催地が名古屋市内である大会及び、学校部活動として参加する大会を除く。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、大会へ出場するジュニア選手とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、大会への出場に要するジュニア選手の交通費及び宿泊費とし、20,000円を上限とする。

(経費の算出)

第5条 助成対象経費の算出については、次の各号の定めるところによる。

(1) 交通費は大会会場までの移動に要した費用実費とする。ただし、貸切バス等個人の金額が明らかでない場合は、貸切バス等の調達に要した費用を乗車人数で除した金額とする。(乗車人数には助成対象者以外の者も含め、1円未満を切り捨てる。)自家用車については、高速道路の通行料金のみを金額とする。

(2) 宿泊費は、大会参加のため必要と認める日数分の宿泊費実費とする。ただし、複数人で同部屋に宿泊した等個人の金額が明らかでない場合は、宿泊に要した費用を宿泊人数で除した金額とする。(宿泊人数には助成対象者以外の者も含め、1円未満を切り捨てる。)

(3) (1)、(2)にかかわらず、主催者等から宿泊費又は交通費の補助金が支給される場合には、交通費と宿泊費の合計金額から当該補助金額を減じた金額を助成金額とする。

(助成金交付申請)

第 6 条 助成金の交付申請は、助成対象者が次の各号に掲げる書類を公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会理事長（以下「理事長」という。）へ提出するものとする。この場合において、大会出場の日翌日から起算して 1 年を経過した日以降の申請については助成の対象としない。

- (1) スポーツ大会出場費助成金交付申請書（様式 1-1）
- (2) 精算証拠書類貼付票（様式 1-2）
- (3) 大会開催要項の写し
- (4) 出場者名簿
- (5) 大会出場結果が確認できる資料

2 申請を行う者は次の各号のいずれかを満たす者とする。なお、同一年度内における申請は、ジュニア選手 1 人につき 1 回のみとする。

- (1) 大会へ出場するジュニア選手の費用の支払いをした者
- (2) ジュニア選手の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年を現に監護する者又は、ジュニア選手の親族で、社会通念上、ジュニア選手を保護する責任がある者

(助成金交付決定)

第 7 条 理事長は、前条により提出された書類を審査し、適正であると認めた場合は、予算の範囲内において助成金額を決定し、助成金交付決定通知書（様式 2）により助成金交付申請者へ通知するものとする。

(助成金請求及び交付)

第 8 条 助成金交付決定の通知を受けた助成金交付申請者は、助成金請求書（様式 3）を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、助成金請求書受理後、交付するものとする。

(調査に対する協力義務)

第 9 条 助成金の使途等に関し、理事長が必要な調査を行おうとするときは、助成金交付申請者はこれに協力しなければならない。

(公表に関する許諾)

第 10 条 助成金交付申請者は、名古屋市及び公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会が交付申請書にあるジュニア選手氏名、大会の名称、大会開催地、大会参加期間、大会結果を事前の許可なく公表することを許諾するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。